第十六条第三号中「こと（」の下に「輸出・国際局及び」を加える。

第十八条第二号中「食料産業局」を「新事業・食品産業部」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第十号中「こと」の下に「（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第八号とする。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

（環境バイオマス政策課の所掌事務）

第二十一条　環境バイオマス政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係るバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）その他の資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

（新事業・食品産業政策課の所掌事務）

第二十二条　新事業・食品産業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する事務の連絡調整に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する外資導入に関する事務の総括に関すること。

六　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する技術の改良及び発達に関する事務の総括に関すること。

七　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

八　食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

九　農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

十　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、新事業・食品産業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（食品流通課の所掌事務）

第二十三条　食品流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る卸売業及び小売業の合理化に関すること。

二　農林水産省の所掌に係る卸売業及び小売業を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る卸売業及び小売業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（新事業・食品産業政策課及び外食・食文化課の所掌に属するものを除く。）。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　中央卸売市場の監督その他卸売市場に関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

第一章第二節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目　輸出・国際局

第三十八条及び第三十九条を削り、第一章第二節第三款第二目中第三十七条を第三十九条とし、第三十六条を第三十八条とする。

第三十五条第五号中「生産局」を「畜産局」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条第三号中「生産局」を「農産局」に改め、同条を第三十六条とし、第三十三条までを二条ずつ繰り下げ、第一章第二節第三款第一目中第二十九条を第三十一条とし、第二十四条から第二十八条までを二条ずつ繰り下げ、第二十三条の次に次の二条を加える。

（食品製造課の所掌事務）

第二十四条　食品製造課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る製造業の合理化に関すること。

二　農林水産省の所掌に係る製造業を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（新事業・食品産業政策課及び外食・食文化課の所掌に属するものを除く。）。

四　飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関すること。

六　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

七　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

（外食・食文化課の所掌事務）

第二十五条　外食・食文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

二　外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。次号及び第四号において同じ。）の合理化に関すること。

三　外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（新事業・食品産業政策課の所掌に属するものを除く。）。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

六　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関すること。

七　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）。

八　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

第四十条から第四十三条までを次のように改める。

（輸出・国際局に置く課等）

第四十条　輸出・国際局に、次の六課及び参事官一人を置く。

総務課
輸出企画課
輸出支援課
国際地域課
国際経済課
知的財産課